

## サッカー競技におけるスポーツメガネ使用のガイドライン

公益社団法人 千葉県サッカー協会第4種委員会第4種委員会

審判部長 山中 吉一

1. 日本サッカー協会の競技規則（Laws of the Game）によりますと、  
第4条「競技者の用具」にて、「スポーツメガネが着用者のみならず他の競技者に安全になったことに鑑みると、主審は特に若い競技者が使用することに対し寛容になるべきである」と記載されています。
2. 「Technical news Vol.33」にて、「小学生年代の8人制サッカールール  
の考え方」としては、まだコンタクトレンズの着用ができない選手についてはスポーツメガネなどで安全であると判断できるものについて積極的に使用を認める。競技者の用具項目で、眼鏡については主審が安全であると判断したものは、着用出来るとされています。

(JFA 審判委員会・2009年8月)

※上記によりスポーツメガネの使用は主審が安全であることを判断したものは着用出来ます。(メーカー・製品名の指定はしていません)

以上